

ロシア株式会社法(1)

佐藤, 賢明

(出版者 / Publisher)

法政大学教養部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政大学教養部紀要. 社会科学編 / 法政大学教養部紀要. 社会科学編

(巻 / Volume)

121

(開始ページ / Start Page)

19

(終了ページ / End Page)

33

(発行年 / Year)

2002-02

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00004670>

ロシア株式会社法（1）

佐藤賢明

はじめに

1991年12月25日、ソビエト社会主義共和国連邦（ソ連邦）が崩壊した。そして、新生ロシアは市場経済化への道を進むことになった。ソ連邦崩壊以前から、ソ連邦を構成する各共和国は独立の動きをしめしていた¹。ロシア共和国²も例外ではない。ソ連邦の法体系からロシア共和国独自の法体系への移行を目指していた。その複雑な過程のなかで、ソ連邦が崩壊し、民法典、刑法その他の様々な法体系も崩壊する必然であった。しかし、実際には社会生活、経済生活が続けられていた。そこで、多くの法令は、変更につぐ変更でもって対処してきた³。もちろん、国家の基本法である憲法は、新憲法（1993年12月施行）が採択された。憲法以外の他の法律の整備も進められている。ところで、本稿のロシア株式会社に関連する諸法令も例外でない。

新生ロシアにとって新しい社会である市場経済、それを支える基盤が経済活動である。経済活動の中心は、企業（会社）である。ロシアには経済活動をおこなう様々な法的形態の団体・組織・企業がある。そのなかで中心的役割を果たしているのが、株式会社である。その企業活動を規律する重要な法律の一つが株式会社法であり、これから検証してみる。

現在、ロシア連邦には約314万6600（2000年4月現在）の会社・団体が統一国家登記をし、様々な社会・経済活動を行っている。そのうち法人は、250万社であり、そのうち8万200社が単一企業、そして株式会社の総数は42万2000社である。そのうち法人の業種別では、工業部門11.8%（37万2400社）、建設部門9.9%（31万1000社）農業部門10.3%（32万2600社）、輸送部門2.4%（7万5000社）、通信部門0.4%（1万3100社）、商業及び公共食堂部門33.5%（105万4100社）、教育3.7%（11万5000社）、公共団体5.4%（17万

800 団体), 不動産売買 0.7% (2 万 1300 社) である。表 1 でもわかるように, その数は年々増加している。1990 年代初期の増加の源は, 国営企業や地方自治体企業の民営化の結果である。ひるがえって 2000 年 4 月現在, 企業・組織総数の約 74% を占める私的企業のうち 77.1% の企業は, ロシア連邦市民によ

表 1 ロシア連邦, 所有形態別による企業・組織数

	年度毎の企業・組織総数, 単位千						割 合					
	95	96	97	98	99	00	95	96	97	98	99	00
総 数	1946	2250	2505	2727	2901	3106	100	100	100	100	100	100
国家所有	325	322	233	143	148	150	16.7	14.3	9.3	5.4	5.1	4.8
自治体所有	171	198	184	178	183	198	8.8	8.8	7.3	6.5	6.3	6.4
社会団体	53	95	103	158	183	213	2.7	4.2	5.2	5.8	6.3	6.9
私的 所有	1216	1426	1731	2014	2147	2312	62.5	63.4	69.1	73.9	74	74.4
他の所有形態*	181	209	227	235	240	234	9.3	9.3	9.1	8.6	8.3	7.5

* 他の所有形態には, 混合形態, 外国法人, 自然人及び無国籍自然人による個人企業が含まれる。
 「ロシア統計年鑑 2000」ロシア連邦国家統計委員会, 2000 年版, 277 ページより

表 2 沿海地方「統一国家登記」に登録されている企業及び組織の所有形態別総数 (2001 年 8 月 1 日現在)^①

所有形態別	総 数	製 造 部 門							非製造部門
		工業	建 設	農 業	運輸・通信	商業・公共食堂	資源・技術供給, 中間製造	その他の製造部門	
	43558	5340	3748	3343	2660	14791	507	3289	9880
国家所有	1500	63	70	124	134	29	19	125	936
自治体所有	3198	119	33	15	26	213	11	67	2714
私 的 所有	32067	4234	3317	3082	2176	13281	353	2589	3035
公共地方団体所有	2744	35	23	4	8	110	2	30	2532
消費協同組合所有	164	22	1	3	1	106	22	4	5
混 合 所 有	2980	760	273	89	281	574	97	287	619
内外外国資本混合	2660	668	251	78	249	470	96	255	593
内外国資本参加混合	320	92	22	11	32	104	1	32	26
外 国 所 有	905	107	31	26	34	478	3	187	39

^① 申請種類を集計したもの

表3 沿海地方「統一国家登記」に登録されている企業及び組織の組織・法的形態別総数（2001年8月1日現在）

組織・法的形態別	総数	製造部門							非製造部門
		工業	建設	農業	運輸・通信	商業・公共食堂	資源・技術供給, 中間製造	その他の製造部門	
営利企業	32563	5031	3550	2325	1591	14145	426	2695	2800
内単一企業	861	156	66	35	63	216	22	43	260
内公開型株式会社	887	295	137	47	83	126	40	70	87
内閉鎖型株式会社	2826	510	282	84	201	1056	51	352	290
内有限責任会社	18938	2827	1917	266	948	9536	176	1864	1404
非法人個人企業	593			593					

* 膨大な資料ですので一部省略しました。(筆者)

「沿海地方の経済と社会状況, 2001年1月から7月」2001年, 沿海地方国家統計委員会版, 9, 10ページ。

り設立され, 22.9%の企業は, 法人が設立者である。ロシア連邦市民が設立者である割合が多い産業は, 商業・公共食堂 (88.9%), 建設 (82.4%), 工業 (81.4%), 不動産売買 (80.6%), 金融・信用・保険 (70.8%) となっている。また, より詳しいロシアの企業の所有及び法的形態を示している最新のデータが表2及び表3 (2001年8月1日付) である。これは, 日本にも近く, 経済を含め様々な交流を進めているロシア沿海地方 (プリモリーエ地方) における企業の所有及び法的形態を示している。それによると, 株式会社の総数は, 3713社である。ところで, 1999年11月の株式会社の総数は3934社である⁵。少しではあるが減少傾向にある。沿海地方は人口約215万人, 面積16万5千平方キロメートル, 中心都市はウラジオストク市で, ロシア連邦経済の中で1%の生産力を占めている⁶。これらのデータでもわかるように, ロシア連邦全体また, 沿海地方でも私的企業の割合が圧倒的であることが登記数で示されている。

1. ロシア革命以前の株式会社法

① 初期資本主義ロシアの株式会社法

株式会社法の発展の歴史は, ロシアにおける工業化あるいは資本主義の歴史でもある。ロシアの資本主義は, いつから始まったのであるかの様々な見解が

ある。ピョートル大帝（在位 1682～1725 年）の社会発展時代、1800 年代初めの工業化時代そして 1861 年農奴開放からその後 1913 年までの時代などが考えられるが、一応ピョートル時代からと考える。

ピョートル大帝以前の経済の主流である農業経営、家内工業また商業において、個人や家族同志の同盟・共同体による経営がおこなわれた。これらは、自然発生的なものであった。ただ、国や社会に対する義務等はこれらの同盟・共同体として受けていた。この同盟・共同体を書き記すものはなかったが慣習として共同体が存在していた。アレクセイ・ミハイロヴィチ皇帝（在位 1645 年～1676 年）の法典には「一時警告」の規定がある。これは、同盟員に不測事態が発生したとき、他の同盟員が共同して助ける、相互扶助に関する規定で、そのなかに同盟についての記述がある⁷。また、17 世紀 20 年代、ニジュニー・ノヴゴルド市において葡萄酒製造及び販売同盟が作られている。18 世紀まで、これらの同盟は、ロシアでは個人的な繋がりを基礎としたもので、西欧のように資産を介しての同盟ではなかった。

西欧に大代表団を派遣するなどしてロシアの西欧化につとめたピョートル大帝は、西欧の工業及び商業部門で会社形態を直接経験し、ロシアでの会社設立の必要性を認識することとなった。この時代、新しく設けられた工場は 233（あるいは、少なく 178 との説もある）でありそのうち 40 が兵器工場と製鉄所、15 が非鉄金属工場であるとされている⁸。

ピョートル大帝死後、ロシアの経済は着実な発展をとげていた。比較的大規模な工場と同様に、職人工業や家内工業も発展している。そして 18 世紀後半は農奴を利用した領主工場が、毛織物、亜麻布産業を中心として発展した。また、国も法人設立に、優遇措置政策をとるようになった⁹。

- ② 1807 年 1 月 1 日付アレキサンドル I 世（在位 1801 年～1825 年）¹⁰の「商人に対する商業企業拡大と強化のための新優遇・恩賞・特典と新条件の賜与宣言」とニコライ I 世（在位 1825 年～1855 年）の法律「株式会社に関する規定」1836 年 12 月 6 日付

アレキサンドル I 世の 1807 年宣言の目的は、盛んになった外国貿易にロシアの利益を守る商業組織を作ることであった。「公共の利益」を犯さない限り、工業、商業、保険そして運輸の部門での活動が認められた。この宣言では 2 種類の会社が認められた。「合名会社」と「信用会社」である。この宣言による

と、商業会社設立者には同業者（ギルド）間によるものだけ認められた。

1836年株式会社法は、基本的に1917年ロシア革命まで効力を持っていた。また、同法は近代的概念をも持ち供えていた。特に、a)株式発行する出資金額の統一性、b)法的構造として、公共的性格でなく私的性格、c)可変資本でなく、不変資本である、d)会社の債務に対し、参加者の限定責任等、である。1807年宣言との違いは、同宣言では、株式会社設立の際、どのような株式会社であれ政府の認可が必要であったが、同法では政府認可は必要とはされなくなった。しかし、実際には個々の場合ごとに最高国家機関の許可を得ていた。その許可の判断基準は、設立文書の適法性だけでなく、経済性を重視したものであった。例えば、同様の活動がおこなわれていた場合、許可されないときもあった。特に商業銀行や保険会社の設立の際には、特別の条件が政府から求められた。例えば、銀行の設立者は5人以下でなくてはならない等である。定款資本の最低金額の定めはなかった。当時の考えとしては、定款資本は出資者が1分提供するものであるとされていた。現実的には、1万5千ルーブル以上であるとされた。

会社設立の際、定款には以下の項目が必要であった；a)設立目的・性格や社会への貢献、b)名称と所在地、c)定款資本額、株式の価格、発行量、d)資産形成の手順、直ちに出资するのか、一定期間毎に払い込むなど、e)設立者間の株式の持合率、f)一株主の株式所有可能量、g)活動開始期間、h)会社の権利、義務及び責任、i)株主の権利、義務及び責任、j)収支決算書の手続、k)配当の分配手順、l)管理方法、管理者の権限、株主総会の権限等、m)取締役への報酬支払方法、n)紛争処理方法、o)解散手続などであった。ときには、計画書や図面等の資料も必要であった。また、基本的にこの要件は1917年ロシア革命まで続いた¹⁾。19世紀60年代になると、フランス、ドイツ、イタリア、英国など外国からの企業もロシアに自らの企業を設立し始めた。これには、ロシア政府の特別認可が必要とされた。70年代になると株の公開・記述の義務が課せられるようになった。これで第三者への株譲渡の可能性を開いた。

ところで、19世紀前半ロシアには5つの株式会社があった。「潜水会社」(1755年～1822年)、「サンクト・ペテルブルグ船舶製造株式会社」(1799年～1805年)、「ロシア・アメリカ会社」(1799年～1868年)²⁾、「ペロモルスカヤ商業会社」(1803年)、「オデッサ保険事務所」(1806年)。1836年には約50社に増加していた。これら株式会社の所在地は、サンクト・ペテルブルグ(約50%)

そしてオデッサ（約25%）であった。1836年株式会社法が施行され株式会社設立が増加した。1836年～1857年までに80社、1857年～1860年84社、1860年代に121社、と増加していた。当時、特筆する株式会社として、3つの鉄道建設・運用株式会社がある。これは国策会社であり、これまでの株式会社の概念からはずれていた。ロシアの19世紀中頃から20世紀初頭までの経済発展の原動力はこれら鉄道会社の発展であった¹³。これらの会社の株式の配当は政府が保証していた。1864年には最初の私有商業銀行が誕生した。「ペテルブルグ私立商業銀行」である。その後、モスクワ、ハリコフやキエフで銀行が設立された¹⁴。

そこで、19世紀後半から20世紀前半のロシアにおける資本主義の発達に伴い、1917年11月のロシア革命時、約2000の株式会社が存在していた。

2. ソビエト時代の株式会社法

① ロシア革命、ネップ政策、戦争、計画経済下のソ連邦と株式会社法

1917年ロシア革命後、1918年6月28日「巨大工業国営化宣言」まで株式会社は、存在した。ただし、銀行は1917年12月の銀行国有化令により直ちに国有化され「ゴスバンク」に編入された。1918年固有化宣言では1919年3月1日までは株式会社の組織・法的形態は残され、その後は、国営となった。社長、取締役等は国家公務員となった。ところが経済が成り立たなくなったソビエトロシア政府は、1921年3月新経済政策（ネップ）をうちだした。市場経済を復活させたネップ時代に経済活動の主体である企業、特に国営企業において法人格が求められるようになった。そこで3種類の企業形態が必然的に生じた。トラスト（企業合同）、株式会社及びシンジケート（トラスト連合）である。

1927年「株式会社に関する規則」¹⁵が制定された。同規則によると、株式会社（持分会社）の定義は、「一部分に分けられた（株、持分）定款資本を伴う定款に基づき活動する法人」となっている。「株式会社」と「持分会社」、「株式」と「持分」、「株主」と「持分所有者」また「定款資本」と「基本資本」など基本的概念が、この規則や当時の他の法令では厳密に区別されていなかった。これは帝政ロシア時代に、「株式会社」と「有限責任会社」との区別がなかったことの影響である。この規則によると株式会社は、出資者の性格により「国立株式会社」、「混合株式会社」及び「私立株式会社」の3種類となった¹⁶。

国立株式会社とは、株主が国営企業または国家機関である場合である。ところで、この株式会社の資産は、国のもの、すなわち国有財産でなく、当該国立株式会社の所有財産と考えられていた。混合株式会社とは、以下の3条件の場合である。a) 定款資本の半分以下を国家が持っている場合、b) 株式会社の役員選考で半分以下の補充権しか持っていない場合、c) 株式会社の活動の結果、配当を半分以下しか得ることができなかった場合、当該株式会社は、混合株式会社とされた。上記以外の株式会社は私立株式会社とされた。この規定では、株式会社の設立者には3者以上が必要である。ただし、国立株式会社は2者でもよいとされていた。また、国立株式会社の設立者に、ソ連邦、連邦構成共和国や地方自治体の人民委員会になる場合もあった。株式会社設立を希望する者は、全員の署名を付けた定款の案を承認のため、中央権利委員会に提出する。定款には、以下の内容が必要である。a) 会社の名称、b) 活動目的、c) 設立者の名称及びその国籍、d) 活動地域、e) 管理部の所在地、f) 必要な場合、会社存在期間、g) 定款資本額、株式の数と額面価格、h) 株式募集及び定款資本の補償手続、i) 株式のカテゴリー、優先株などを発行する場合、j) 会社の予備及び特殊資本の額、その形成方法、k) 株主の権利、l) 管理機関の名称、活動対象、活動手続、印章、m) 決算手続、n) 利益配分手続、o) 会社解散の手続などである¹⁷。同規則には、段階的設立手続、外国資本が参加した場合の設立手続、株式譲渡方法、定款資本の払込方法（物納、金銭納）、株主総会の規則、臨時総会の開催規定、最低定款資本金額、解散や清算要件と手続などが詳しく定められていた。20年代後半から30年代初頭にかけて、しだいに行政・計画経済が強化され混合株式会社と私的株式会社は解散せざるを得なくなった。そして、国立株式会社は国営企業や国営合同企業に編成替えさせられた。第2次世界大戦中、株式会社の役割はなかった。戦後、ポツダム協定により、賠償の一部としてドイツ、オーストリア、フィンランド、ブルガリア、ハンガリーの旧ファシスト企業や軍事企業がソ連邦の所有となり、それらの国でソ連邦が参加する混合株式会社が成立した。モスクワで成立した企業は27年規則が適用され、他の企業は、それぞれの適応する国の株式会社法が適用された。実際には、ソ連は、それらの国々と政府間協定を結びこれらの会社を運営していた。50年代になると、これらの会社もそれぞれの国に返還されるようになった¹⁸。1965年コスイギン首相による経済改革が始まった。企業の権利拡大を目指したものとされていた、「国営生産企業に関する規則」（1965年10月4日）が採択され

た¹⁹。この規則により27年規則は効力を失うこととなった。その後、ソ連邦では一部の会社が株式会社として存続した。例えば、「対外貿易銀行」、「インツォーリスト」²⁰など業務上外国との関係が深い企業に株式会社は、残った。このように27年規則は、実質60年代まで効力を有していた。また、1961年12月8日採択された「ソ連邦民法典」(62年6月1日より施行)及び各連邦構成共和国の民法典には、株式会社の規定は、27年規則ほどはなかった。そして、70年代、80年代中央集権・計画経済下で株式会社の活躍はなかった。ペレストロイカを待たなくてはならなかった。

② ペレストロイカと株式会社法

90年代初頭から、ソ連邦は市場経済へ移行を始め、経済組織に関係する法整備の必要性が求められた。また、この時代は「法律戦争」とも呼ばれている。計画経済から市場経済へ、ソ連邦の崩壊、ロシア共和国の法整備など課題が山のようにあり、その“戦争”が現在まで続いていると言っても過言ではない。株式会社に関して重要な、1990年6月19日付ソ連邦閣僚会議決定 No. 590「株式会社及び有限責任会社に関する規程」が承認された。これは全3章81条からなっている。1章は総則、2章は株式会社そして3章は有限責任会社である。同規程によると会社設立には、2者以上の参加が必要、株式会社の最低定款資本は50万ルーブル、有限責任会社では5万ルーブルであり、株式会社の管理は三段階管理である。すなわち株式会社の株主総会、評議会、管理部となっていた。また、重要な法律として、1990年6月4日付ソ連邦法律「ソ連邦における企業に関して」、同年12月25日付ロシア共和国法律「企業及び企業活動に関して」(企業法)²¹がある。この共和国の企業法採択日と同じ日にロシア共和国閣僚会議決定「株式会社に関する規程」No. 601が採択された。共和国企業法と規程 No. 601とは一部矛盾があった。例えば共和国企業法では株式会社の設立は複数の設立者が必要(12条)であるが、規程 No. 601では(13項)一人設立も可能であった。

また、共和国企業法(21条)では定款以外の活動はできないとされているが、規程 No. 601(5項)では、定款の権利能力以外であっても活動ができるとされている。この規程 No. 601も三段階管理システムを踏襲している。ただし、評議会を取締役会と名称を変えた。また、子会社を、他の企業の株式50%プラス1株を所有した場合と規定している(150項)。

3. 96年ロシア連邦法律「株式会社に関して」²²

株式会社に関するロシアの法令あるいは法体系は、連邦法、大統領令、政府決定またロシア連邦最高仲裁裁判所幹部会の裁判例に関する決定などから成り立っている。そのなかで最も重要なのが、「ロシア連邦民法典」²³、「96年株式会社法」及び「2001年株式会社法の修正及び補足」²⁴である。民法典は、現在まで1995年1月1日施行の第1部と1996年3月1日から施行された第2部がある。第3部は現在審議中である。

まず、民法典において法人や株式会社に関する規定は、第1部第48条の法人と第96条から第104条の株式会社の規定、また第66条の会社に関する規定がある。法人の概念（第48条）について、「法人とは、所有、経営管理又は運用管理のため独立した財産を有し、その財産により自己の債務について責任を負い自己の名において財産権及び人格的非財産権を取得し、行使し、及び義務を負い並びに裁判において原告及び被告となることができる団体である」と規定している。法人は財産を有している団体であること。自己の債務に責任を有し、経済活動を行うことができ、法律の主体となりうる。また、独自の収支バランスを持つ。ところが第132条では、企業は財産の集合体であり、法律の客体と規定されている。企業・株式会社は主体であり、財産とは別である。また、同民法典は、会社を「人的会社」と「物的会社」に分けている（第66条）。人的会社とは、合名会社及び合資会社であり、物的会社とは、株式会社、有限責任会社又は補充責任会社としている。

① 株式会社の定義

株式会社の規定に関し、民法典は、「定款資本が特定の株式の数により構成される会社で、当該会社の社員（株主）は会社の債務に責任をおわず、保有する株式の価額の範囲内で会社の事業に係る損失のリスクを負担するものをいう」（第96条）としている。株式会社法の規定では、第2条で以下の項目をあげている。商業組織であること、定款資本が特定株数に分割されていること、株主は、会社の債務に責任を負わず、自己に帰属する株式の価額の範囲内で会社活動の損失の危険を負担する、法人であること。すなわち独立した貸貸借表に記載されている独立した財産を有している。民事上の権利及び責任を負うこと。

国家登記でもって法人として成立する。銀行口座を開設できる。また、活動内容によっては、例えば、銀行業、保険業など必要なライセンス取得が求められる。

② 株式会社の二つの形態

株式会社には二つの形態、公開型と閉鎖型がある（民法典第97条、株式会社法第7条）。公開型の株主は他の株主の同意を得ず、自己に帰属する株式を譲渡することができる。閉鎖型は、株式が発起人又は事前に一定数の特定者間でのみ割り当てられた場合である。また、株主は50名以下でなくてはならない。

③ 株式会社の設立

株式会社は新規の設立以外に、既存組織の合併、吸収、分離、分割又は再編でもって設立することができる（第8条）。設立には日本などと同様に、発起人（1名でも可能）が集まり、発起人決議をおこなう。この決議には、会社設立、定款の承認や管理機関の選出に関する発起人の決議が必要である。また、定款資本の額、株のカテゴリー、払込額や手続、事業内容、そして発起人間の権利及び義務などを記載した契約書を、発起人間で作成し署名する。

この契約書は設立文書とはならない。また、会社設立以前に生じた債務は、発起人間で連帯し責任を負う。このような過程を経て、国家登記法所定の諸文書（定款等の設立文書）を作成し登記機関に提出する（第13条）。

④ 株式会社の定款

会社で最も重要な文書である。定款規定は、会社の全ての機関、株主は履行しなければならない（第11条）。会社の正式名称、略称（あれば）、公開型か閉鎖型か、株式発行数、額面価額、カテゴリー（普通株、優先株）、定款資本金額、株主総会の手続・決議事項等である。

⑤ 定款資本

定款資本は、株主が取得する会社の株式の額面価額で構成される（第25条）。普通株式の額面価額は、均一でなくてはならない。また優先株の発行もできる。定款資本の増加又は減少は、株主総会の議決による。

⑥ 株主総会

株主総会は、会社の最高管理機関である（第47条）。毎年、定款所定の期間に実施する。総会の権限事項は多くあるが、会社の基本的事項である。定款の変更・追加、会社の再編、清算、株式の額面価額の増減、執行機関の権限、監査委員（会）の選任、貸借対照表及び損益計算書の承認、巨額取引の実施等である（第48条）。

⑦ 取締役会

取締役会は会社の業務・運営全般の指導をおこなう（第64条）。任期は1年、総会にて選出される。再選可能である。株主の数により取締役の数も変わってくる。1,000名の株主では7名以上、1万人以上では9名以上と定められている。

⑧ 会社の解散・清算

会社は、自発的又は裁判所の決定により解散や清算をおこなう。清算の場合、総会にて清算委員会が設けられ清算手続に入り実施される（第21条）。

ま と め

ロシアにおける現在の株式会社の状況、これまでの株式会社発展の歴史そして現行株式会社法の一般的概要を紹介した。今回は、同法施行後5年経過し、発生した諸問題、また筆者がこれまで実際にロシアで幾つかの会社を立ち上げた（合弁企業、その他）経験等を中心に報告したい。

《注》

- 1 1990年6月12日付「ロシアソビエト連邦社会主義共和国国家主権宣言」。
- 2 1991年12月25日付「ロシアソビエト連邦社会主義共和国国名変更に関する法律」。同法により国名がロシアソビエト連邦社会主義共和国（ロシア共和国）からロシア連邦（ロシア）に変更となった。
- 3 1990年10月24日付「ロシア共和国領内におけるソ連邦機関の法令の効力に関する法律」。
- 4 「ロシアの社会・経済状況、2000年1月から4月」ロシア連邦国家統計委員会版、109ページ。

- 5 「沿海地方における経済改革発展, 1999年1月から10月」1999年, 沿海地方国家統計委員会版 11 ページ。
- 6 「2000年数字の沿海地方」2001年, 沿海地方国家統計委員会版 12 ページ。
- 7 Ya.I・フンク, V・A・ミハルチェンコ, V・V・フヴァレイ著「株式会社: 歴史と理論」1999年, ミンスク, 121 ページ。
- 8 M・E・フォーカス著, 大河内暁男監訳, 岸智子訳「ロシアの工業化1700-1914」, 日本経済評論社, 28 ページ。
- 9 Ya.I・フンク, V・A・ミハルチェンコ, V・V・フヴァレイ著前掲書, 129 ページ。
- 10 アレキサンドル I 世はまた, 法令の法典化に着手した。国家法, 国家組織法, 市民法, 刑法など 8 章からなる法典を目指していた。これをまとめていたスペランスキー国家評議会委員は, 「諸法令は, 国法と市民法にまず分類しなくてはならない」と述べている。いわゆるスペランスキー国家改造計画の一部でもあった。
- 11 Ya.I・フンク, V・A・ミハルチェンコ, V・V・フヴァレイ著前掲書, 400 ページ。
- 12 アラスカ開発のための会社であった。
- 13 T・H・フォウン・ラウエ著, 菅原崇光訳, 「セルゲイ・ウィッチェとロシアの工業化」, 勁草書房, 7 ページ。
- 14 Ya.I・フンク, V・A・ミハルチェンコ, V・V・フヴァレイ著前掲書, 425 ページ。
- 15 ソ連邦法律集成, 1927年, No.49, 500 ページ。
- 16 I・A・イサーエフ著「ロシア国家と法の歴史」1999年, モスクワ, 475 ページ。
- 17 Ya.I・フンク, V・A・ミハルチェンコ, V・V・フヴァレイ著前掲書, 450 ページ。
- 18 V・V・ラブチュフ著, 「株式会社」, 1999年, モスクワ, 11 ページ。
- 19 ソ連邦政府決定集, 1965年, No.19-20, 165 ページ。
- 20 「全連邦外国旅行株式会社」が正式名称。ソ連時代, 外国からの一般の旅行者を受入れていた。また, ソ連の人達の海外旅行ツアーもおこなっていた。
- 21 ロシア共和国公報, 1990年, No.30, 418 ページ。
- 22 1995年12月25日付ロシア連邦法律 No.208-FZ「株式会社に関して」, ロシア連邦法律集成, 1996年 No.1, 1 ページ。1996年1月1日より施行。同法は全 4 章 94 条からなり, 以下紹介する。なお, カッコ内は 2001 年修正である。

第 1 章 総 則

第 1 条 本連邦法の適用範囲

第 2 条 株式会社の法的地位 (株式会社に関する基本的地位)

第 3 条 会社の責任

第 4 条 会社の名称及び所在地 (会社の商号及び所在地)

第 5 条 会社の支店及び代表事務所

第 6 条 会社の子会社及び関連会社

第 7 条 会社の公開型及び閉鎖型

第 2 章 会社の設立及び清算 (会社の創設, 再編及び清算)

第 8 条 会社の設立

第 9 条 会社の創設

第 10 条 会社の発起人

第 11 条 会社の定款

第 12 条 会社の定款への変更及び補足の導入又は新改定への会社定款の承認

- 第13条 会社の国家登記
第14条 会社定款への変更又は補足あるいは会社定款の新改定の国家登記
第15条 会社の再編
第16条 会社の合併
第17条 会社の吸収
第18条 会社の分離
第19条 会社の分割
第20条 会社の改組
第21条 会社の清算
第22条 会社の清算手続
第23条 株主間による清算会社の財産分配
第24条 会社清算の終了
- 第3章 会社の定款資本。会社の株式、債券及びその他の有価証券。会社の純資産
- 第25条 会社の定款資本及び株式
第26条 会社の最低定款資本
第27条 会社の発行済株式及び宣言株式
第28条 会社の定款資本の増加
第29条 会社の定款資本の減少
第30条 債権者に対する会社の定款資本額減少に関する通知（債権者に対する会社の定款資本減少に関する通知）
第31条 株主の権利——会社の普通株式の所有者
第32条 株主の権利——会社の優先株式の所有者
第33条 会社の債券及びその他の有価証券
第34条 会社の株式及びその他の有価証券の払込（会社の株式及びその他の発行有価証券募集時の払込）
第35条 会社の基金及び純資産
- 第4章 株式及び有価証券の会社による発行
- 第36条 会社の株式の募集価額
第37条 会社の有価証券の株式への転換手続（会社の発行有価証券の株式への転換手続）
第38条 株式へ転換される有価証券の募集価額（発行有価証券の募集価額）
第39条 株式及び株式へ転換される有価証券の会社による募集方法（株式及び株式へ転換される他の発行有価証券の会社による募集方法）
第40条 株式及び株式転換可能有価証券を募集する際、株主の権利の保証（株式及び株式転換可能発行有価証券を募集する際、株主の権利の保証）
第41条 株式及び株式転換可能有価証券の優先取得権の行使手続（株式及び株式転換可能発行有価証券の優先取得権の行使手続）
- 第5章 会社の配当
- 第42条 会社による配当支払手続
第43条 配当の支払制限
- 第6章 会社の株主名簿

- 第44条 会社の株主名簿
第45条 会社の株主名簿記入
第46条 会社の株主名簿の抄本発行
- 第7章 株主総会
- 第47条 株主総会
第48条 株主総会の権限
第49条 株主総会の決議
第50条 持回決議実施方式・質問方式により採択される株主総会決議（持回決議形態の株主総会）
第51条 株主総会出席権
第52条 株主総会開催に関する情報
第53条 会社の株主総会の議題提案（株主総会の議題提案）
第54条 株主総会開催準備
第55条 臨時株主総会
第56条 集計委員会
第57条 株主総会への株主出席手続
第58条 株主総会の定足数
第59条 株主総会における決議
第60条 議決用紙
第61条 議決用紙により実施される決議の際の議決集計
第62条 議決結果に関する議事録
第63条 株主総会の議事録
- 第8章 会社の取締役会・オブザーバー会議
- 第64条 会社の取締役会・オブザーバー会議
第65条 会社の取締役会・オブザーバー会議の権限
第66条 会社の取締役会・オブザーバー会議の選任
第67条 会社の取締役会・オブザーバー会議の代表
第68条 会社の取締役会・オブザーバー会議の会議
第69条 会社の執行機関。会社の単独執行機関・役員，社長
第70条 会社の集团的執行機関・理事会，指導部
第71条 会社の取締役会成員，単独執行機関・役員，社長及び／又は集团的執行機関・理事会，指導部，成員並びに管理組織又は管理者の責任
- 第9章 発行済株式の会社による取得及び払戻
- 第72条 発行済株式の会社による取得
第73条 発行済株式の会社による取得制限
第74条 会社の株式の併合及び分割
第75条 株主の請求に基づく，株式の会社による買戻
第76条 株主の自己に帰属する株式の会社による買戻しの請求権の行使手続
第77条 資産の市場価格の確定
- 第10章 巨額取引
- 第78条 会社による資産の取得又は譲渡に関連する巨額取引（巨額取引）
第79条 会社による資産の取得又は譲渡に関連する巨額取引の実施（巨額取引承

- 認手続)
- 第80条 会社の普通株式の30パーセントもしくは以上の取得（会社の普通株式の30パーセント及び以上の取得）
- 第11章 会社による取引の実施に関する利害関係
- 第81条 会社による取引の実施に関する利害関係
- 第82条 会社による取引の実施に関する利害関係情報
- 第83条 実施に利害関係のある取引の締結手続に対する要求（実施に利害関係のある取引の承認手続）
- 第84条 実施に利害関係のある取引に対する規定の不遵守の結果
- 第12章 会社の財務・経済活動に対する管理
- 第85条 監査委員会・監査役
- 第86条 会社の会計士
- 第87条 会社の監査委員会・監査員又は会計士の報告
- 第13章 会社の記簿，報告書及び文書。会社に関する情報
- 第88条 会社の簿記及び財務諸表
- 第89条 会社の文書の保管
- 第90条 会社による情報の提供
- 第91条 会社による株主への情報提供
- 第92条 会社による情報の公告義務（会社による情報の開示義務）
- 第93条 会社の関係者に関する情報
- 第14章 終則
- 第94条 本連邦法律の施行
- 23 1994年11月30日付ロシア連邦法 No. 51-FZ「ロシア連邦民法典第1部」，ロシア連邦法律集成，1994年 No. 32，3301ページ。1996年1月26日付ロシア連邦法 No. 14-FZ「ロシア民法典第2部」，1996年ロシア連邦法律集成 No. 5，410ページ。
- 24 2001年8月7日大統領署名，ロシア連邦法 No. 120-FZ「連邦法『株式会社に関して』への修正及び補足の導入に関して」ロシア新聞，2001年8月9日付。
なお，参考文献は次回まとめて報告する。

（ロシア経済法・第一教養部兼任講師）